

令和 7 年（2025年）

第 4 回可児市議会定例会議案

令和 7 年 8 月 21 日

目 次

認定第1号	令和6年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について	4
認定第2号	令和6年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて	4
認定第3号	令和6年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ いて	5
認定第4号	令和6年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第5号	令和6年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について	6
認定第6号	令和6年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特 別会計歳入歳出決算認定について	6
認定第7号	令和6年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について	7
認定第8号	令和6年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について	7
認定第9号	令和6年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について	8
認定第10号	令和6年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について	8
認定第11号	令和6年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について	9
認定第12号	令和6年度可児市水道事業会計決算認定について	9
認定第13号	令和6年度可児市下水道事業会計決算認定について	10
議案第52号	令和7年度可児市一般会計補正予算（第3号）について	11
議案第53号	令和7年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） について	11
議案第54号	令和7年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に ついて	12
議案第55号	令和7年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）について	12
議案第56号	可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	13
議案第57号	可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	20
議案第58号	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施 行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	23
議案第59号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定について	28
議案第60号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	30
議案第61号	教育委員会委員の任命について	31
議案第62号	人権擁護委員候補者の推薦について	32
議案第63号	請負契約の締結について	33
議案第64号	請負契約の締結について	34

議案第65号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について	35
議案第66号	岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について	36
議案第67号	岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について	37
議案第68号	令和6年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	39
議案第69号	令和6年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	40

認定第 1 号

令和 6 年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度可児市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 7 年 8 月 21 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 2 号

令和 6 年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 7 年 8 月 21 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 3 号

令和 6 年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 7 年 8 月 21 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 4 号

令和 6 年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 7 年 8 月 21 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 5 号

令和 6 年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 7 年 8 月 21 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 6 号

令和 6 年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 7 年 8 月 21 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 7 号

令和 6 年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 7 年 8 月 21 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 8 号

令和 6 年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 7 年 8 月 21 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第9号

令和6年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和6年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和7年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第10号

令和6年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和6年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和7年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第11号

令和6年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和6年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和7年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第12号

令和6年度可児市水道事業会計決算認定について

令和6年度可児市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和7年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第13号

令和6年度可児市下水道事業会計決算認定について

令和6年度可児市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和7年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第52号

令和7年度可児市一般会計補正予算（第3号）について

令和7年度可児市一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和7年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第53号

令和7年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

令和7年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和7年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第54号

令和7年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和7年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和7年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第55号

令和7年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

令和7年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和7年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第56号

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年可児市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 及び(2) （略） (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (4) 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。 (5) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (6) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 及び(2) （略） (3) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (4) 特定個人情報ファイル 法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。 (5) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (6) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(7)～(9) (略)	(7)～(9) (略)																
(個人番号の利用範囲) 第4条 (略) 2及び3 (略) 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。	(個人番号の利用範囲) 第4条 (略) 2及び3 (略) 4 実施機関は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。 5 第2項及び第3項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。																
別表第1（第4条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>2 市長</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>3 市長</td><td>生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実</td></tr> </tbody> </table>	実施機関	事務	(略)		2 市長	(略)	3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実	別表第1（第4条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>2 市長</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	実施機関	事務	(略)		2 市長	(略)		
実施機関	事務																
(略)																	
2 市長	(略)																
3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実																
実施機関	事務																
(略)																	
2 市長	(略)																

	施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		
<u>4</u> 市長	(略)	<u>3</u> 市長	(略)
<u>5</u> 市長		<u>4</u> 市長	
<u>6</u> 市長		<u>5</u> 市長	
<u>7</u> 市長	(略)	<u>6</u> 市長	(略)
8 市長	可児市障がい者就労支援事業実施要綱（平成18年可児市訓令甲第54号）による障がい福祉サービスの利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの		
<u>9</u> 市長	(略)	<u>7</u> 市長	(略)
		8 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
実施機関	事務	実施機関	事務
1 市長	(略)	1 市長	(略)
			生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護（外国人）関係情報」という。）であって規則で定めるもの
(略)		(略)	
24 市長	(略)	24 市長	(略)
			可児市福祉医療費助成に関する条例による重度心身障がい者の医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報 であって規則で定

					めるもの
25 市長	(略)	(略)	25 市長	(略)	(略)
		生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの			生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
					住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
26 市長	(略)	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	26 市長	(略)	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの			
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの			
		障害者関係情報であって規則で定めるもの			障害者関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの			
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若			

		しくは特別障害者 手当又は国民年金 法等の一部を改正 する法律（昭和60 年法律第34号）附 則第97条第1項の 福祉手当の支給に 関する情報であつ て規則で定めるも の			
		児童手当法（昭和 46年法律第73号） による児童手当の 支給に関する情報 であつて規則で定 めるもの			
		（略）			（略）
27 市長	（略）	（略）	27 市長	（略）	（略）
		児童扶養手当関係 情報であつて規則 で定めるもの			児童扶養手当法 （昭和36年法律第 238号）による児童 扶養手当の支給に 関する情報（以下 「児童扶養手当関 係情報」とい う。）であつて規則 で定めるもの
		（略）			（略）
		可児市福祉医療費 助成に関する条例 による重度心身障 がい者の医療費助 成に関する情報で あつて規則で定め るもの			可児市福祉医療費 助成に関する条例 による重度心身障 がい者の医療費助 成に関する情報で あつて規則で定め るもの
					住登外者宛名情報 であつて規則で定 めるもの
28 市長	（略）	（略）	28 市長	（略）	（略）
		可児市福祉医療費 助成に関する条例 によるひとり親等 の医療費助成に関			可児市福祉医療費 助成に関する条例 によるひとり親等 の医療費助成に関

		する情報であって規則で定めるもの			する情報であって規則で定めるもの
					住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
29 市長	(略)	(略)	29 市長	(略)	(略)
		生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの			生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
					住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
30 市長	(略)		30 市長	(略)	
31 市長	可児市障がい者就労支援事業実施要綱による障がい福祉サービスの利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの			
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの			
32 市長	(略)	(略)	31 市長	(略)	(略)
		生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの			生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
					住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
			32 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	可児市福祉医療費助成に関する条例による子どもの医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの
					可児市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による小

				児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する情報であって規則で定めるもの 可児市福祉医療費助成に関する条例によるひとり親等の医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの 可児市福祉医療費助成に関する条例による重度心身障がい者の医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの 可児市社会福祉法人等による利用者負担軽減事業実施要綱による介護サービス等の利用者負担軽減に関する情報であって規則で定めるもの 可児市地域生活支援事業実施要綱による地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	--	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第57号

可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年可児市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(規則への委任) 第17条 (略)	(規則への委任) 第17条 (略) <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> 第17条の2 任命権者は、可児市職員の育児休業等に関する条例（平成4年可児市条例第1号）第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u>

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第17条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に	<u>(3) 可児市職員の育児休業等に関する条例第22条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市の規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第17条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に
--	--

対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 （略） （勤務環境の整備に関する措置） <u>第17条の3</u> （略）	対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 （略） （勤務環境の整備に関する措置） <u>第17条の4</u> （略）
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第58号

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(可児市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 可児市職員の育児休業等に関する条例(平成4年可児市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(部分休業をすることができない職員) 第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))を除く。) (部分休業の承認) 第19条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第	(部分休業をすることができない職員) 第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数を考慮して市の規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>) (第1号部分休業の承認) 第19条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休

1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労基法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 労基法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ

当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小

(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第20条 職員（非常勤職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与支給条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与支給条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 前項の規定は、非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合について準用する。 (部分休業の承認の取消事由) 第21条 <u>第14条の規定は、部分休業について準用する。</u>	<u>学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第20条 職員（非常勤職員を除く。）が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与支給条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与支給条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 前項の規定は、非常勤職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合について準用する。 (部分休業の承認の取消事由) 第21条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>
--	---

(可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年可児町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(給与の減額) 第15条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその<u>3歳に満たない子</u>を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を	(給与の減額) 第15条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶

営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間に関する経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の可児市職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第59号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年可児市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(27) (略) (28) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならな	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(27) (略) (28) 特定地域型保育事業 法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしては

い。	ならない。
----	-------

(可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年可児市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年可児市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第1条中可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例第2条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案第60号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を可児市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和7年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
佐久間 英明	可児市川合*****

議案第61号

教育委員会委員の任命について

次の者を可児市教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和7年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
瀬川 登美子	可児市若葉台*****

議案第62号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和7年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
荻野 伊久雄	可児市広見*****
加藤 準一	可児市今渡*****

議案第63号

請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結する。

令和7年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | | |
|---|-------|-----------------------------|
| 1 | 目 的 | 庁舎・総合会館駐車場カーポート型太陽光発電設備建設工事 |
| 2 | 方 法 | 事後審査型制限付き一般競争入札 |
| 3 | 金 額 | 273,350,000円 |
| 4 | 相手方 | 栗山・ハセテック特定建設工事共同企業体 |
| | 代表構成員 | 可児市菅刈406番地 1 |
| | | 株式会社栗山組 可児営業所 営業所長 赤座 喜政 |
| | 構成員 | 可児市坂戸410番地 |
| | | ハセテック工業株式会社 代表取締役 長谷川 高志 |

議案第64号

請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結する。

令和7年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | | |
|---|-----|-------------------------------------|
| 1 | 目 的 | 可児市運動公園既存建築物解体撤去工事 |
| 2 | 方 法 | 事後審査型制限付き一般競争入札 |
| 3 | 金 額 | 165,731,500円 |
| 4 | 相手方 | 可児市土田2060番地
小林工業株式会社 代表取締役 小林 司朗 |

議案第65号

岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜
県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和8年3月
31日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退すること
及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約を次のとおり変更することについて、関係地方公
共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約

岐阜県市町村職員退職手当組合同約（昭和36年9月30日岐阜県指令第13261号
許可）の一部を次のように改正する。

別表中「、岐阜県市町村会館組合」を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議案第66号

岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定により、岐阜県市町村会館組合規約（平成五年十二月二十日岐阜県指令伊総第八百九十一号）の一部を変更する規約を別紙のように定めることについて関係地方公共団体と協議するため、同法第二百九十条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約

岐阜県市町村会館組合規約（平成五年十二月二十日岐阜県指令伊総第八百九十一号）の一部を次のように変更する。

第十二条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

組合の解散に伴う事務の承継にあつては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定める。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議案第67号

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条及び同法第289条並びに令和7年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第12条第1項の規定により、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継に関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条及び同規約第12条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議
書に代わる同意書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定による岐阜県市町村会館組合（以下「組合」という。）の解散及び同法第289条の規定による財産処分並びに令和7年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第12条第1項の規定による事務の承継等について、次のとおり定めることに異議ありません。

記

1 解散の期日

令和8年3月31日をもって解散するものとする。

2 解散に伴う財産処分

- (1) 岐阜県県民ふれあい会館入居基金は、岐阜県町村会に返還する。
- (2) 財政調整積立金は、直近の年度における関係地方公共団体が負担した市町村負担金の割合に応じて関係地方公共団体に分配する。

3 解散に伴う事務の承継等

- (1) 岐阜県県民ふれあい会館への入居事務については、現に入居する団体が直接、岐阜県観光文化スポーツ部文化創造課及び指定管理者との間で行う。
- (2) 軽自動車税申告書特別調査事務については、42市町村で新たに組織する（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会により共同処理する。
- (3) 打ち切り決算の審査及び認定は、解散の日における組合長の市町村において行い、当該市町村の長は、その決算を当該認定する議会の議決とともに、他の関係地方公共団体の長に報告しなければならない。
- (4) 他の関係市町村長は、前号の規定による報告があったときは、直ちに決算の要領を

公表するものとする。

(5) 打ち切り決算後の歳計現金は、（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会に譲渡する。

(6) 組合が保有する職員の人事に関する文書は岐阜県市町村職員退職手当組合が承継し、軽自動車税申告書特別調査事務に関する文書は（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会が承継し、それ以外の文書は岐阜県町村会が承継する。

4 職員の処遇等

(1) 解散時に在職する4名の職員は、岐阜県市町村職員退職手当組合の職員として身分を引き継ぐ。

(2) 組合が岐阜県市町村職員退職手当組合に納付した負担金及び岐阜県市町村職員退職手当組合から支払われた給付金の累計額は、岐阜県市町村職員退職手当組合の加入及び脱退の取扱いに関する条例（平成15年岐阜県市町村職員退職手当組合条例第3号）第12条第2号の規定により岐阜県市町村職員退職手当組合に承継するものとする。

(3) 令和7年度分の地方公務員公務災害基金の精算ほか第1号の職員にかかる負担金等の精算は、岐阜県市町村職員退職手当組合が行う。

5 疑義等の協議

この同意書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、関係地方公共団体がその都度協議して定めるものとする。

議案第68号

令和6年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和6年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金350,776,722円を資本金に組み入れる。

令和7年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第69号

令和6年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和6年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金827,033,546円のうち498,413,655円を資本金に組み入れ、328,619,891円を減債積立金に積み立てる。

令和7年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

